



県章

# 滋賀県公報

令和4年(2022年)  
6月10日  
第315号  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

### ○ 告 示

- ※滋賀県中小企業振興資金融資要綱の一部改正(中小企業支援課) ..... 1
- 滋賀県立琵琶湖博物館観覧料の徴収事務の委託(環境政策課) ..... 4
- 滋賀県立琵琶湖博物館駐車場使用料の徴収事務の委託(環境政策課) ..... 5
- 滋賀県立琵琶湖博物館物品売払代金の徴収事務の委託(環境政策課) ..... 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(障害福祉課) ..... 5
- 地方自治法に基づく指定納付受託者の指定(管理課) ..... 5

### ○ 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出の公告(中小企業支援課) ..... 6
- 基本測量終了公告(監理課) ..... 10
- 公共測量実施公告(監理課) ..... 10
- 公共測量中止公告(監理課) ..... 10
- 公共測量終了公告(監理課) ..... 10
- 随意契約の相手方決定の公告(事業課) ..... 11

### ○ 農業農村振興事務所公告

- 土地改良区定款変更認可公告(東近江、高島) ..... 11

### ○ 公安委員会告示

- 滋賀県琵琶湖等水上安全条例第17条の2第1項の規定に基づく水泳場保安水域の指定(地域課) ..... 12

### ○ 正 誤

- ※令和4年3月31日付け号外(i)滋賀県規則第26号中 ..... 17

## 告 示

### 滋賀県告示第248号

滋賀県中小企業振興資金融資要綱(昭和59年滋賀県告示第211号)の一部を次のように改正する。

令和4年6月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

第7条第2項中「新型コロナウイルス感染症対応資金」の右に「または原油価格・物価高騰対応資金」を加える。  
別表4短期事業資金の表を次のように改める。

4 短期事業資金

資金用途	融資対象者	融資限度額	融資利率	融資期間	償還方法	担保・保証人等	取扱金融機関	借入申込先	借入申込書類
運転資金	中小企業者（原則として直近2か年間の平均経常利益が1,000万円以下であるものに限る。）、協同組合等	1,500万円以内	年2.2%	1年以内	割賦または一括償還	取扱金融機関所定	商工組合中央金庫 滋賀銀行 関西みらい銀行	取扱金融機関	借入申込書（別記様式第2号） 県税に未納がないことを証する証明書 保証協会および取扱金融機関所定の書類 誓約書（別記様式第3号）
手形・電子記録債権割引	親事業者から下請代金として受け取った手形期間が150日以内の商業手形または発生記録における電子記録の年月日から電子記録債権の支払期日までの期間が150日以内の電子記録債権の割引	1,500万円以内		150日以内	商業手形または電子記録債権による決済		大垣共立銀行 京都銀行 福井銀行 京都信用金庫 京都中央信用金庫 滋賀中央信用金庫 長浜信用金庫 湖東信用金庫		借入申込書（別記様式第2号） 支援プラザ登録通知書（申込窓口で提示） 当該手形の振出しまたは当該電子記録債権の発生の原因となった商取引を証する書類の写し 県税に未納がないことを証する証明書 許認可書等の写し 最近の試算表および直前2期の決算書 法人の登記事項証明書の写し 誓約書（別記様式第3号）
新型コロナウイルス感染症対応資金	中小企業者（原則として直近2か年間の平均経常利益が1,000万円以下であるものに限る。）、協同組合等であつて、新型コロナウイルス感染症による影響を直接または間接に受けているもの	1,000万円以内	年2.2%以内	1年以内	割賦または一括償還	信用保証協会保証付	滋賀県信用組合 滋賀県民信用組合 京滋信用組合 近畿産業信用組合 滋賀県信用農業協同組合連合会		借入申込書（別記様式第2号） 県税に未納がないことを証する証明書 保証協会および取扱金融機関所定の書類 誓約書（別記様式第3号）
原油価格・	原油価格や原材料価格の上昇による経済環境の悪化に対処し、経営の安定を図るための、商品の仕入れ、代金決済、従業員	中小企業者（原則として直近2か年間の平均経常利益が1,000万円以下であるものに限る。）、協同組合等であつて、原油価格や原材料価格の	1,000万円以内	年2.2%以内	1年以内	割賦または一括償還	信用保証協会保証付		借入申込書（別記様式第2号） 県税に未納がないことを証する証明書 保証協会および取扱金融機関所定の書類 誓約書（別記様式第3号）



別表6緊急経済対策資金の表融資対象者の欄中「措置の影響」の右に「またはウクライナをめぐる国際情勢の変化」を加える。

別記様式第2号中

「	セーフティネット資金(□コロナ新規枠 □コロナ借換枠) 政策推進資金(□経営力強化枠 □再生支援枠 □がんばる企業応援枠) 短期事業資金(□通常枠 □手形・電子記録債権割引枠 □コロナ枠)	」	を
「	セーフティネット資金(□コロナ新規枠 □コロナ借換枠) 政策推進資金(□経営力強化枠 □再生支援枠 □がんばる企業応援枠) 短期事業資金(□通常枠 □手形・電子記録債権割引枠 □コロナ枠 □原油価格・物価高騰対応枠)	」	に

改める。

#### 付 則

- この告示は、令和4年6月10日から施行する。
- 改正後の滋賀県中小企業振興資金融資要綱の規定は、令和4年6月10日以後の融資の申込みに係る資金から適用し、同日前に融資の申込みがあった資金については、なお従前の例による。
- この告示の施行の際現にある改正前の滋賀県中小企業振興資金融資要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

#### 滋賀県告示第249号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、滋賀県立琵琶湖博物館観覧料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和4年6月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 委託の相手方 株式会社ワン・ワールド 京都府京都市下京区綾小路通柳馬場東入る塩屋町60-2ブロックMビル
- 委託事務の内容 滋賀県立琵琶湖博物館観覧料(WE B販売分を除く。)の徴収事務
- 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 徴収の方法 現金で徴収する。

#### 滋賀県告示第250号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、滋賀県立琵琶湖博物館観覧料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和4年6月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 委託の相手方 近江鉄道ゆうグループ 代表者 西部造園株式会社 東京都豊島区南池袋1-16-15
- 委託事務の内容 滋賀県立琵琶湖博物館観覧料の徴収事務  
ただし、草津市都市公園(水生植物公園みずの森)で販売する共通券代金の徴収に係るものに限る。
- 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 徴収の方法 現金で徴収する。

#### 滋賀県告示第251号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、滋賀県立琵琶湖博物館観覧料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和4年6月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 委託の相手方 アソビュー株式会社 東京都渋谷区神宮前二丁目7番7号
- 委託事務の内容 滋賀県立琵琶湖博物館観覧料(WE B販売分)の徴収事務
- 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 徴収の方法 クレジットカード、あと払い(ペイディ)、電子マネー等の方法で徴収する。

**滋賀県告示第252号**

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、滋賀県立琵琶湖博物館駐車場使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和4年6月10日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 委託の相手方 株式会社トムソン 大津市逢坂一丁目12-32
- 2 委託事務の内容 滋賀県立琵琶湖博物館駐車場使用料の徴収事務
- 3 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 4 徴収の方法 現金で徴収する。

**滋賀県告示第253号**

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、滋賀県立琵琶湖博物館物品売払代金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和4年6月10日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 委託の相手方 ミュージアムショップおいでや 代表 森薫 湖南市吉永181-6
- 2 委託事務の内容 滋賀県立琵琶湖博物館物品売払代金の徴収事務
- 3 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 4 徴収の方法 現金、クレジットカード、交通系電子マネー、流通系電子マネー等の方法で徴収する。

**滋賀県告示第254号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和4年6月10日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
Tomorrow is a new day	守山市杉江町413	Let it be合同会社	大津市清風町4番4号	就労継続支援A型	令和4.6.1	2510700608
はぐくみホーム	守山市十二里町154-2	社会福祉法人はぐくみ会	守山市播磨田町1003番地の2	短期入所	令和4.6.1	2510700616
障がい者グループホームラビホーム	草津市東草津一丁目2-41	株式会社ラビシス	京都府京都市左京区修学院中林町32番地85	共同生活援助(介護サービス包括型)	令和4.6.1	2520600186
はぐくみホーム	守山市十二里町154-2	社会福祉法人はぐくみ会	守山市播磨田町1003番地の2	共同生活援助(日中サービス支援型)	令和4.6.1	2520700168

**滋賀県告示第255号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者として次の者を指定した。

令和4年6月10日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

指定納付受託者の名称	指定納付受託者の事務所の所在地	指定年月日	指定納付受託者が納付事務の対象とする歳入等の種類
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号	令和4.4.1	寄附金

## 公 告

## 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和4年6月10日

滋賀県知事 三日月 大造

- 大規模小売店舗の名称および所在地 イオンモール草津 草津市新浜町300番地
- 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
  - 変更前 ブランシェ株式会社 大阪府吹田市江坂町二丁目1番11号江坂山甚ビル3階 代表取締役 原忠司 ほか93者
  - 変更後 セキミキ・グループ株式会社 福岡県福岡市中央区大手門一丁目8番10号 代表取締役 関亮一 ほか93者
- 変更年月日 令和3年3月26日
- 変更の理由 店舗の入替のため
- 届出年月日 令和4年4月28日
- 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - 縦覧場所
 

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
 大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1  
 草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号
  - 縦覧期間 令和4年6月10日から令和4年10月11日まで
- 意見書の提出期限および提出先
  - 提出期限 令和4年10月11日
  - 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

## 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和4年6月10日

滋賀県知事 三日月 大造

- 大規模小売店舗の名称および所在地 フレンドマート草津大路店 草津市大路二丁目1番36号
- 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
  - 変更前 芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区麴町五丁目1番地1 代表取締役 辻田泰徳
  - 変更後 芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区麴町五丁目1番地1 代表取締役 織田寛明
- 変更年月日 令和4年4月1日
- 変更の理由 代表者の変更のため
- 届出年月日 令和4年4月27日
- 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - 縦覧場所
 

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号

(2) 縦覧期間 令和4年6月10日から令和4年10月11日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和4年10月11日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

#### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和4年6月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 フレンドマート湖東店 東近江市下岸本町77番地

2 変更した事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市小泉町31番地 代表取締役 夏原平和

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市小泉町31番地 代表取締役 夏原平和ほか5者

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣ほか3者

3 変更年月日 アについては本社変更は平成29年2月13日、代表者変更は平成29年5月18日、イについては平成29年5月18日ほか

4 変更の理由 アについては大規模小売店舗を設置する者の本店移転および代表者の変更のため、イについては大規模小売店舗において小売業を行う者の入店ならびに住所および代表者の変更のため

5 届出年月日 令和4年4月27日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

東近江市商工観光部商工労政課 東近江市八日市緑町10番5号

(2) 縦覧期間 令和4年6月10日から令和4年10月11日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和4年10月11日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

#### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和4年6月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 フレンドマート安土店 近江八幡市安土町下豊浦2780番地の1

2 変更した事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市小泉町31番地 代表取締役 夏原平和

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市小泉町31番地 代表取締役 夏原平和ほか2者

## (2) 変更後

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣ほか2者

3 変更年月日 アについては本社変更は平成29年2月13日、代表者変更は平成29年5月18日、イについては平成29年5月18日ほか

4 変更の理由 アについては大規模小売店舗を設置する者の本店移転および代表者の変更のため、イについては大規模小売店舗において小売業を行う者の入店ならびに住所および代表者の変更のため

5 届出年月日 令和4年4月27日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

## (1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

近江八幡市産業経済部商工労政課 近江八幡市桜宮町236番地

(2) 縦覧期間 令和4年6月10日から令和4年10月11日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和4年10月11日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

-----  
**大規模小売店舗の変更の届出の公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和4年6月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 フレンドマート大藪店 彦根市長曾根南町428番地

2 変更した事項

## (1) 変更前

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市小泉町31番地 代表取締役 夏原平和

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社キャンドウ 東京都北区浮間三丁目3番2号 代表取締役 城戸一弥ほか2者

## (2) 変更後

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社キャンドウ 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号 代表取締役 城戸一弥ほか2者

3 変更年月日 アについては本社変更は平成29年2月13日、代表者変更は平成29年5月18日、イについては平成24年4月2日ほか

4 変更の理由 アについては大規模小売店舗を設置する者の本店移転および代表者の変更のため、イについては大規模小売店舗において小売業を行う者の入店ならびに住所および代表者の変更のため

5 届出年月日 令和4年4月27日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

## (1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

彦根市産業部地域経済振興課 彦根市元町4番2号

(2) 縦覧期間 令和4年6月10日から令和4年10月11日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和4年10月11日



(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

#### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和4年6月10日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 フレンドマート稲枝店 彦根市野良田町300番地1
- 2 変更した事項
  - (1) 変更前
    - ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市小泉町31番地 代表取締役 夏原平和
    - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市小泉町31番地 代表取締役 夏原平和ほか2者
  - (2) 変更後
    - ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣
    - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣ほか2者
- 3 変更年月日 アについては本社変更は平成29年2月13日、代表者変更は平成29年5月18日、イについては平成29年5月18日ほか
- 4 変更の理由 アについては大規模小売店舗を設置する者の本店移転および代表者の変更のため、イについては大規模小売店舗において小売業を行う者の入店ならびに住所および代表者の変更のため
- 5 届出年月日 令和4年4月27日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
彦根市産業部地域経済振興課 彦根市元町4番2号
  - (2) 縦覧期間 令和4年6月10日から令和4年10月11日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
  - (1) 提出期限 令和4年10月11日
  - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

#### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和4年6月10日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 平和堂秦荘店 愛知郡愛荘町東出490番地2ほか
- 2 変更した事項
  - (1) 変更前
    - ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市小泉町31番地 代表取締役 夏原平和
    - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市小泉町31番地 代表取締役 夏原平和
  - (2) 変更後
    - ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣
    - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏

名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣

- 3 変更年月日 アについては本社変更は平成29年2月13日、代表者変更は平成29年5月18日、イについては平成29年5月18日
- 4 変更の理由 アについては大規模小売店舗を設置する者の本店移転および代表者の変更のため、イについては大規模小売店舗において小売業を行う者の住所および代表者の変更のため
- 5 届出年月日 令和4年4月27日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
愛荘町商工観光課 愛知郡愛荘町安孫子825番地
  - (2) 縦覧期間 令和4年6月10日から令和4年10月11日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
  - (1) 提出期限 令和4年10月11日
  - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

#### 基本測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の終了について次のとおり通知があった。

令和4年6月10日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 基本測量(時空間変位確定測量)
- 2 作業の地域 滋賀県全域
- 3 作業の終了日 令和4年3月31日

#### 公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、草津市長 橋川 渉から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和4年6月10日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(デジタル撮影、写真地図作成)
- 2 作業の地域 草津市全域
- 3 作業の期間 令和4年5月1日から令和5年3月31日まで

#### 公共測量中止公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により国土交通省国土地理院長から通知のあった次の公共測量について、中止した旨の通知があったので公告する。

令和4年6月10日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 滋賀県全域
- 3 作業の期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

#### 公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和4年6月10日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(航空レーザー測量)
- 2 作業の地域 甲賀市水口町、甲賀町および甲南町の全域、土山町の一部、湖南市全域

3 作業の終了日 令和4年5月10日

-----  
**随意契約の相手方決定の公告**

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和4年6月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 随意契約に係る物品等または特定役務の名称および数量 令和4年度中央情報処理システム利用契約 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県総務部事業課 大津市茶が崎1番1号 電話 077-522-1122
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和4年4月1日(金)
- 4 随意契約の相手方の氏名および住所 一般財団法人BOATRACE振興会 会長 小高幹雄 東京都港区六本木五丁目16番7号
- 5 随意契約に係る契約金額 自場開催における電話投票の売上金額100円に対し2.55円(別途、消費税および地方消費税相当額を加算する。)
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

-----  
**随意契約の相手方決定の公告**

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和4年6月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 随意契約に係る物品等または特定役務の名称および数量 令和4年度びわこモーターボート競走場外向発売所運用業務委託 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県総務部事業課 大津市茶が崎1番1号 電話 077-522-1122
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和4年4月1日(金)
- 4 随意契約の相手方の氏名および住所 日本トーター株式会社 代表取締役社長 平田和稔 東京都港区港南二丁目16番1号
- 5 随意契約に係る契約金額 132,199,670円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

**農業農村振興事務所公告**

**土地改良区定款変更認可公告**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、玉緒中部土地改良区の定款の変更は、令和4年6月2日に認可した。

令和4年6月10日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 鋒 山 和 幸

-----  
**土地改良区定款変更認可公告**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、マキノ町土地改良区の定款の変更は、令和4年5月27日に認可した。

令和4年6月10日

滋賀県高島農業農村振興事務所長 森 真 里

## 公安委員会告示

## 滋賀県公安委員会告示第69号

滋賀県琵琶湖等水上安全条例(昭和30年滋賀県条例第55号)第17条の2第1項の規定により、水泳場保安水域を次のとおり指定する。

令和4年6月10日

滋賀県公安委員会委員長 高橋啓子

水泳に供する水域の所在地	水泳場保安水域に指定する水域	期間
近江八幡市沖島町宮ヶ浜地先琵琶湖沿岸(宮ヶ浜水泳場)	次のア、イおよびウの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 近江八幡市沖島町宮ヶ浜にある休暇村近江八幡西館建物の北東角 ア 基点から真方位297度125メートルの地点 イ 基点から真方位316度161メートルの地点 ウ 基点から真方位55度292メートルの地点	令和4年7月16日から同年8月28日まで
彦根市松原町松中地先琵琶湖沿岸(松原水泳場)	次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 彦根市松原町3759番地にあるかんぼの宿彦根西側岸壁の北西角 ア 基点 イ 基点から真方位303度183メートルの地点 ウ 基点から真方位25度670メートルの地点 エ 基点から真方位47度689メートルの地点	令和4年7月23日から同年8月16日まで
米原市宇賀野から長沢まで地先琵琶湖沿岸(OUMI WA VE)	次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 米原市宇賀野1507番1にある物産交流館さざなみ建物の北西角 ア 基点から真方位353度173メートルの地点 イ 基点から真方位335度189メートルの地点 ウ 基点から真方位294度131メートルの地点 エ 基点から真方位312度80メートルの地点	令和4年7月9日から同年8月31日まで
高島市マキノ町西浜763番地1地先琵琶湖沿岸(マキノサニービーチ・高木浜オートキャンプ場)	次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 高島市マキノ町西浜763番地1にあるマキノサニービーチ高木浜管理棟建物の東角 ア 基点から真方位57度163メートルの地点 イ 基点から真方位78度196メートルの地点 ウ 基点から真方位188度246メートルの地点 エ 基点から真方位207度216メートルの地点	令和4年7月1日から同年8月31日まで
高島市マキノ町西浜763番地2地先琵琶湖沿岸(奥琵琶湖マキノグランドパークホテル)	次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 高島市マキノ町知内にある知内浜オートキャンプ場北浜サイト事務所建物の東角 ア 基点から真方位23度207メートルの地点 イ 基点から真方位40度203メートルの地点 ウ 基点から真方位92度126メートルの地点 エ 基点から真方位84度43メートルの地点	令和4年7月1日から同年8月31日まで

<p>高島市マキノ町知内 1992番地1および同 2018番地1地先琵琶 湖沿岸(知内浜水泳 場)</p>	<p>次のア、イ、ウ、エおよびオの各点を結んだ線と湖岸線とによ って囲まれた水域 基点 高島市マキノ町知内にある知内浜オートキャンプ場北浜サ イト事務所建物の東角 ア 基点から真方位23度170メートルの地点 イ 基点から真方位40度203メートルの地点 ウ 基点から真方位92度126メートルの地点 エ 基点から真方位154度334メートルの地点 オ 基点から真方位170度304メートルの地点</p>	<p>令和4年7月1日 から同年8月31日 まで</p>
	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによつて 囲まれた水域 基点 高島市マキノ町知内にある知内浜オートキャンプ場松風荘 建物の東角 ア 基点から真方位152度142メートルの地点 イ 基点から真方位159度183メートルの地点 ウ 基点から真方位203度186メートルの地点 エ 基点から真方位214度133メートルの地点</p>	
<p>高島市今津町浜分7 番地地先琵琶湖沿岸 (今津浜水泳場)</p>	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによつて 囲まれた水域 基点 高島市今津町浜分にある主要地方道海津今津線三人川橋の 南東角 ア 基点から真方位130度60メートルの地点 イ 基点から真方位95度195メートルの地点 ウ 基点から真方位144度411メートルの地点 エ 基点から真方位165度346メートルの地点</p>	<p>令和4年7月12日 から同年8月20日 まで</p>
<p>高島市今津町今津13 番地地先琵琶湖沿岸 (南浜学童水泳場)</p>	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによつて 囲まれた水域 基点 高島市今津町中沼二丁目4番地にある滋賀県高島警察署建 物の南東角 ア 基点から真方位150度157メートルの地点 イ 基点から真方位135度220メートルの地点 ウ 基点から真方位151度278メートルの地点 エ 基点から真方位166度232メートルの地点</p>	<p>令和4年7月21日 から同年8月14日 まで</p>
<p>高島市新旭町藁園字 四反田336番地地先琵 琶湖沿岸(風車村水 泳場)</p>	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによつて 囲まれた水域 基点 高島市新旭町深溝にある藤本太郎兵衛象の南東角 ア 基点から真方位155度111メートルの地点 イ 基点から真方位140度120メートルの地点 ウ 基点から真方位151度216メートルの地点 エ 基点から真方位159度211メートルの地点</p>	<p>令和4年7月20日 から同年9月30日 まで</p>
<p>高島市安曇川町北船 木2981番地地先琵琶 湖沿岸(滋賀県立び わ湖こどもの国水泳 場)</p>	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによつて 囲まれた水域 基点 高島市安曇川町北船木2981番地にある滋賀県立びわ湖こど もの国敷地内にある藤棚の南角 ア 基点から真方位41度147メートルの地点 イ 基点から真方位71度193メートルの地点 ウ 基点から真方位156度161メートルの地点 エ 基点から真方位192度101メートルの地点</p>	<p>令和4年7月16日 から同年8月31日 まで</p>
<p>高島市安曇川町下小 川地先琵琶湖沿岸</p>	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによつて 囲まれた水域ならびにオ、カ、キおよびクの各点を結んだ線と湖</p>	<p>令和4年7月7日 から同年8月31日</p>

(近江白浜水泳場)	<p>岸線とによって囲まれた水域</p> <p>基点 高島市安曇川町下小川2568番地にあるビラ白浜敷地の南西角</p> <p>ア 基点から真方位136度103メートルの地点</p> <p>イ 基点から真方位164度148メートルの地点</p> <p>ウ 基点から真方位229度157メートルの地点</p> <p>エ 基点から真方位274度104メートルの地点</p> <p>オ 基点から真方位273度132メートルの地点</p> <p>カ 基点から真方位235度179メートルの地点</p> <p>キ 基点から真方位264度682メートルの地点</p> <p>ク 基点から真方位272度664メートルの地点</p>	まで
高島市鶴川1091番地地先琵琶湖沿岸(白ひげビーチ)	<p>次のア、イ、ウ、エおよびオの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域</p> <p>基点 高島市鶴川1091番地にある白ひげビーチ事務所建物の北西角</p> <p>ア 基点から真方位11度228メートルの地点</p> <p>イ 基点から真方位38度282メートルの地点</p> <p>ウ 基点から真方位100度164メートルの地点</p> <p>エ 基点から真方位160度196メートルの地点</p> <p>オ 基点から真方位176度129メートルの地点</p> <p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域</p> <p>基点 高島市鶴川1091番地にある白ひげビーチ事務所建物の北西角</p> <p>ア 基点から真方位11度228メートルの地点</p> <p>イ 基点から真方位36度269メートルの地点</p> <p>ウ 基点から真方位81度211メートルの地点</p> <p>エ 基点から真方位81度84メートルの地点</p>	<p>令和4年6月29日から同年9月4日まで</p> <p>令和4年9月5日から同年9月28日まで</p>
大津市北小松鶴川1番地地先琵琶湖沿岸(京都復活教会水泳場)	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域</p> <p>基点 大津市北小松20番地の8にある湖邸滋びわこクラブ建物の南東角</p> <p>ア 基点から真方位89度140メートルの地点</p> <p>イ 基点から真方位118度227メートルの地点</p> <p>ウ 基点から真方位167度147メートルの地点</p> <p>エ 基点から真方位214度36メートルの地点</p>	令和4年7月1日から同年8月31日まで
大津市北小松954番地の1地先琵琶湖沿岸(北小松北浜水泳場)	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域</p> <p>基点 大津市北小松にある養魚池ポンプ室建物の北東角</p> <p>ア 基点から真方位35度75メートルの地点</p> <p>イ 基点から真方位85度131メートルの地点</p> <p>ウ 基点から真方位174度189メートルの地点</p> <p>エ 基点から真方位206度155メートルの地点</p>	令和4年7月16日から同年8月20日まで
大津市北小松1017番地の1地先琵琶湖沿岸(北小松南浜水泳場)	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域</p> <p>基点 大津市北小松1017番地の1にある北小松区営小松浜水泳場南浜事務所建物の南東角</p> <p>ア 基点から真方位30度239メートルの地点</p> <p>イ 基点から真方位53度259メートルの地点</p> <p>ウ 基点から真方位143度112メートルの地点</p>	令和4年7月16日から同年8月20日まで

<p>大津市南小松1088番地から同19番地の3まで地先琵琶湖沿岸(近江舞子北浜水泳場)</p>	<p>エ 基点から真方位170度58メートルの地点</p> <p>次のア、イ、ウ、エ、オおよびカの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域</p> <p>基点 大津市南小松にある月見浜石碑の東角</p> <p>ア 基点から真方位15度256メートルの地点</p> <p>イ 基点から真方位41度245メートルの地点</p> <p>ウ 基点から真方位46度157メートルの地点</p> <p>エ 基点から真方位120度130メートルの地点</p> <p>オ 基点から真方位174度412メートルの地点</p> <p>カ 基点から真方位186度469メートルの地点</p>	<p>令和4年7月1日から同年8月31日まで</p>
<p>大津市南小松1095番地地先琵琶湖沿岸(近江舞子中浜水泳場)</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クおよびケの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域</p> <p>基点1 大津市南小松にある南小松港南側堤防の西角</p> <p>基点2 大津市南小松にある雄松崎石碑の南東角</p> <p>ア 基点1から真方位90度23メートルの地点</p> <p>イ 基点1から真方位74度93メートルの地点</p> <p>ウ 基点1から真方位124度190メートルの地点</p> <p>エ 基点1から真方位134度338メートルの地点</p> <p>オ 基点2から真方位24度178メートルの地点</p> <p>カ 基点2から真方位65度128メートルの地点</p> <p>キ 基点2から真方位105度125メートルの地点</p> <p>ク 基点2から真方位173度208メートルの地点</p> <p>ケ 基点2から真方位189度108メートルの地点</p>	<p>令和4年7月1日から同年8月31日まで</p>
<p>大津市南小松1095番地の20地先琵琶湖沿岸(近江舞子南浜水泳場)</p>	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域</p> <p>基点 大津市南小松1095番地にある雄松館建物の南西角</p> <p>ア 基点から真方位102度71メートルの地点</p> <p>イ 基点から真方位156度159メートルの地点</p> <p>ウ 基点から真方位221度365メートルの地点</p> <p>エ 基点から真方位235度311メートルの地点</p>	<p>令和4年7月1日から同年8月31日まで</p>
<p>大津市北比良242番地地先琵琶湖沿岸(比良レークハウス)</p>	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域</p> <p>基点 大津市北比良242番地にある比良レークハウス建物の東角</p> <p>ア 基点から真方位68度142メートルの地点</p> <p>イ 基点から真方位100度186メートルの地点</p> <p>ウ 基点から真方位154度125メートルの地点</p> <p>エ 基点から真方位175度27メートルの地点</p>	<p>令和4年6月26日から同年9月15日まで</p>
<p>大津市南比良361番地地先琵琶湖沿岸(南比良水泳場)</p>	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域</p> <p>基点 大津市南比良361番地にある住宅敷地の南東角</p> <p>ア 基点から真方位55度76メートルの地点</p> <p>イ 基点から真方位98度140メートルの地点</p> <p>ウ 基点から真方位182度197メートルの地点</p> <p>エ 基点から真方位212度157メートルの地点</p>	<p>令和4年7月1日から同年8月31日まで</p>
<p>大津市大物189番地から同210番地まで地先琵琶湖沿岸(大物地区水泳場)</p>	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域</p> <p>基点 大津市大物にある大物ポンプ小屋建物の東角</p> <p>ア 基点から真方位56度35メートルの地点</p> <p>イ 基点から真方位98度123メートルの地点</p> <p>ウ 基点から真方位136度132メートルの地点</p>	<p>令和4年7月17日から同年8月31日まで</p>

	エ 基点から真方位182度59メートルの地点	
大津市大物218番地の5地先琵琶湖沿岸(大地協セツルの家)	次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 大津市大物657番地にある青柳浜キャンプ事務所建物の東角 ア 基点から真方位30度154メートルの地点 イ 基点から真方位60度199メートルの地点 ウ 基点から真方位88度138メートルの地点 エ 基点から真方位49度59メートルの地点	令和4年7月1日から同年8月31日まで
大津市大物青柳660番地地先琵琶湖沿岸(青柳浜キャンプ場)	次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 大津市大物657番地にある青柳浜キャンプ事務所建物の東角 ア 基点から真方位49度59メートルの地点 イ 基点から真方位88度138メートルの地点 ウ 基点から真方位137度250メートルの地点 エ 基点から真方位165度201メートルの地点	令和4年7月1日から同年8月31日まで
大津市大物青柳640番地の2地先琵琶湖沿岸(VIWAKO GLASTAR)	次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 大津市大物657番地にある青柳浜キャンプ事務所建物の東角 ア 基点から真方位150度77メートルの地点 イ 基点から真方位117度170メートルの地点 ウ 基点から真方位146度334メートルの地点 エ 基点から真方位167度288メートルの地点	令和4年7月1日から同年8月31日まで
	次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 大津市大物657番地にある青柳浜キャンプ事務所建物の東角 ア 基点から真方位150度77メートルの地点 イ 基点から真方位118度160メートルの地点 ウ 基点から真方位148度329メートルの地点 エ 基点から真方位167度288メートルの地点	令和4年9月1日から同年9月30日まで
大津市荒川松の浦地先琵琶湖沿岸(松の浦水泳場)	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キおよびクの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 大津市荒川392番地にある松の浦キャンプ場事務所建物の東角 ア 基点から真方位67度431メートルの地点 イ 基点から真方位80度412メートルの地点 ウ 基点から真方位80度306メートルの地点 エ 基点から真方位86度197メートルの地点 オ 基点から真方位118度114メートルの地点 カ 基点から真方位180度154メートルの地点 キ 基点から真方位201度385メートルの地点 ク 基点から真方位213度384メートルの地点	令和4年7月1日から同年8月31日まで
大津市八屋戸122番地の1地先琵琶湖沿岸(守山子ども水泳場)	次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 大津市八屋戸にある守山子供会脱衣所建物の北東角 ア 基点から真方位19度116メートルの地点 イ 基点から真方位67度175メートルの地点 ウ 基点から真方位137度150メートルの地点 エ 基点から真方位198度73メートルの地点	令和4年7月1日から同年8月31日まで
大津市和邇中浜19番地地先琵琶湖沿岸	次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域	令和4年7月1日から同年8月31日まで



<p>(和邇中浜水泳場)</p>	<p>基点 大津市和邇中浜22番地にある住宅敷地の南東角                  ア 基点から真方位341度91メートルの地点                  イ 基点から真方位18度156メートルの地点                  ウ 基点から真方位97度188メートルの地点                  エ 基点から真方位128度140メートルの地点</p>	<p>まで</p>
<p>大津市和邇南浜1番地から同127番地まで地先琵琶湖沿岸(新和邇浜水泳場)</p>	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域                  基点 大津市和邇南浜117番地にある慶専寺敷地の北東角                  ア 基点から真方位327度222メートルの地点                  イ 基点から真方位359度281メートルの地点                  ウ 基点から真方位97度289メートルの地点                  エ 基点から真方位127度215メートルの地点</p>	<p>令和4年7月1日から同年8月31日まで</p>
<p>大津市和邇南浜233番地の1から同403番地の33まで地先琵琶湖沿岸(和邇浜水泳場)</p>	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域ならびにオ、カ、キおよびクの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域                  基点 大津市和邇南浜403番地先にある和邇岬石碑の東角                  ア 基点から真方位306度475メートルの地点                  イ 基点から真方位319度477メートルの地点                  ウ 基点から真方位332度164メートルの地点                  エ 基点から真方位296度160メートルの地点                  オ 基点から真方位296度82メートルの地点                  カ 基点から真方位1度122メートルの地点                  キ 基点から真方位55度164メートルの地点                  ク 基点から真方位81度59メートルの地点</p>	<p>令和4年7月1日から同年8月31日まで</p>
<p>大津市和邇今宿浜地先琵琶湖沿岸(今宿浜水泳場)</p>	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域                  基点 大津市和邇今宿13番地にあるさかえ荘建物の南東角                  ア 基点から真方位73度38メートルの地点                  イ 基点から真方位115度124メートルの地点                  ウ 基点から真方位159度137メートルの地点                  エ 基点から真方位203度70メートルの地点</p>	<p>令和4年7月1日から同年8月31日まで</p>
<p>大津市今堅田三丁目から真野五丁目まで地先琵琶湖沿岸(真野浜水泳場)</p>	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域                  基点 大津市今堅田三丁目24番7号にある国民宿舎ビューロッジ琵琶建物の東角                  ア 基点から真方位327度293メートルの地点                  イ 基点から真方位346度324メートルの地点                  ウ 基点から真方位113度309メートルの地点                  エ 基点から真方位135度277メートルの地点</p>	<p>令和4年7月1日から同年8月31日まで</p>

正 誤

令和4年3月31日付け号外(1)滋賀県規則第26号中

ページ	行	誤	正
7	6	「工業技術総合センター」	「、工業技術総合センター」

